

申 請

令和 8 年 7 月 13 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
高市 早苗 殿

岩手県知事
達増 拓也

原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく
令和 8 年 3 月 18 日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 1 次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。
岩手県奥州市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培された
ものに限る。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェ
ックシート」に即して生産され、基準値以下であることが確認されたなめこ
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

別紙

出荷制限解除後の出荷管理と検査計画

1 出荷制限を解除する範囲

出荷制限が指示された岩手県奥州市において産出されたなめこ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）（以下、「露地栽培原木なめこ」という。）のうち、「岩手県放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理チェックシート」（以下、「栽培管理チェックシート」という。）に即して生産され、基準値以下であることが確認されたなめこ。

2 経過及び解除申請の理由

（１）これまでの経過

平成２４年１１月に、奥州市の露地栽培原木なめこ１検体を検査した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム（１７０Bq/kg）が検出されたため、１１月２日に出荷制限が指示された。

基準値を超過した原因については、基準値を超過した生産者のほだ木が指標値を超えていたことから、ほだ木が汚染されていたものと推測。

生産再開を目指す１生産者については、令和６年３月から「栽培管理チェックシート」に基づき、落葉層の除去、跳ね返し防止資材の敷設などの栽培管理に取り組んでいる。

今回、栽培管理に取り組んでいる１生産者を対象に、管理方法等が同一のほだ木を１ロットとし、当該ロットのほだ木から同一の栽培管理で発生したなめこを１ロットとして、きのこ発生前のほだ木ときのこをそれぞれ３検体以上採取し検査を実施した。

なお、平成２９年１１月に出荷制限が解除された大船渡市の事例では、平成２７年の検査において、きのこが１０検体中２検体で食品の基準値の１／２を超過し、その原因として、落葉層除去後の土壌に残留していた放射性セシウムが、跳ね返し防止資材を経由し、土壌からきのこに移行したものと判断されたため、奥州市においても、跳ね返し防止資材とほだ木との間に遮水シートを設置し、土壌からきのこへの放射性セシウムの移行防止対策を実施した。

（２）検査結果

令和７年の検査の結果、きのこ（３検体）は平均値９．２Bq/kg、最大値１６Bq/kgで食品の基準値を大きく下回り、ほだ木（３検体）についても、平均値３．５Bq/kg、最大値３．９Bq/kgで指標値を下回っており、基準値を超えるなめこが生産される可能性は低いと判断できる。

3 岩手県奥州市における管理計画

（１）生産者の管理

岩手県は、奥州市内で露地栽培原木なめこの栽培を行う生産者について、生産

者ごとに、ほだ場箇所数、ほだ木本数、原木入手方法、生産量などを記録した生産者台帳を作成する。記載内容等の変更があった場合は、その都度更新することにより生産者及びほだ場の管理を行う。

（２）栽培管理の実施

岩手県は、国の示すガイドラインに基づき定めた「放射性物質低減のための原木きのか栽培管理実施要領」により、原木なめこを栽培する全ての生産者における原木・ほだ木・きのこの放射性物質濃度検査の徹底、原木・ほだ木の管理、落葉層の除去、土の跳ね返し防止などの取組を指導する。生産者は、原木の購入先、取組事項の状況、ほだ木やきのこの検査結果を「栽培管理チェックシート」に記録することにより管理を行う。

岩手県は、奥州市と連携し、生産者に対して、定期的に立入検査を実施し、栽培管理が適切に実施されていることを各生産者の「栽培管理チェックシート」等で確認し、必要に応じて指導・支援を実施する。

その際、栽培管理を適切に実施していないことが確認された生産者については、なめこを出荷しないよう指導するとともに、流通関係者に対し、当該生産者のなめこを取り扱わないよう周知を図る。

（３）解除後の出荷管理

岩手県は奥州市内の生産者に対し、出荷先、販売先の記録・保存を徹底するよう指導するとともに、必要に応じて「栽培管理チェックシート」の県への提出を求め、県の指導による栽培管理が実施されていることを確認する。

生産者は出荷される露地栽培原木なめこについて、県の指導による栽培管理を実施していることの表記、原産地として「奥州市」を、栽培方法として「原木・露地」を表示する。

岩手県は、奥州市と連携し、これらの取組が確実に行われるよう、各生産者を巡回指導し、万が一不適切な事案が確認された場合には、速やかに是正措置を講じる。

さらに、ＪＡ、森林組合、産直施設、卸売市場に対し、出荷制限が継続されている市の露地栽培原木なめこを扱わないことや、市町名及び栽培方法の表示が無いなめこについては、生産地の市町名及び栽培方法を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これら流通拠点を巡回指導する。

また、定期的にネット上で監視を行い、出荷制限指示が継続されている市町の露地栽培原木なめこが販売されていないかを確認する。

（４）解除後の検査計画

奥州市内で、生産を継続している生産者については、なめこの発生状況を確認しながら、奥州市と連携し、１ロットごとに１検体の出荷前検査を実施するとともに、発生期間内の１ヶ月に１回を基準として定期的にモニタリング検査を継続して実施する。

(5) 検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

岩手県は、基準値を超過した生産者に対して、速やかに露地栽培原木なめこの出荷自粛及び自主回収を要請するとともに、基準値を超過したなめこは廃棄する。

また、当該生産者に対して、放射性物質の影響を低減するための栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

(6) 新たに出荷再開を認める判断基準

奥州市内で、今回の解除の対象となる生産者が当該解除の対象となるロット以外のロットの露地栽培原木なめこを出荷する場合及び今回の解除の対象となる生産者以外の生産者が新たに露地栽培原木なめこを出荷しようとする場合は、下記の要件を満たすことが確認できた場合に出荷を認めることとし、必要に応じて国への報告・確認を行った上で判断する。

- ① 生産者台帳に登録されており、「栽培管理チェックシート」の提出を受け、放射性物質低減のための栽培管理に取り組んでいることが確認できること。
- ② 栽培管理を実施したうえで、きのこの発生期に、ロット毎に3検体のきのこの検査を行い、全て基準値（100Bq/kg）以下であることが確認できること。

なお、生産再開後においても、(3)及び(4)における出荷管理、検査を行うものとする。

(7) 関係者への周知

岩手県は、市町村・関係機関・団体と連携の上、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図る。

様式1

令和●年度●●●生産者台帳(放射線影響対応)

[illegible]

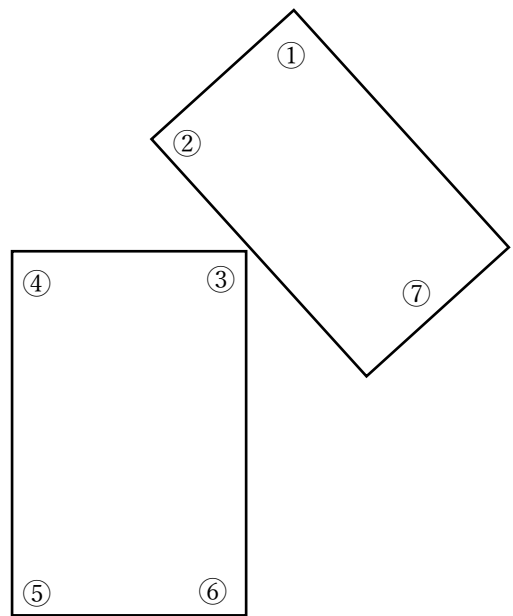
岩手県奥州市の原木なめこ(露地栽培)の検査結果

ほだ木 ロット	生産地	放射性セシウムの濃度			
		なめこ		発生前ほだ木(参考値)	
		検査日	分析値 (Bq/kg)	検査日	分析値 (Bq/kg)
①	奥州市江 刺玉里字 柳沢	R7.10.29	16		
		R7.11.6	<11		
		R7.11.6	<12		
				R7.10.6	<6.4
				R7.10.6	<7.7
				R7.10.6	<6.7
検体数			3		3
平均値			9		3.5
最大値			16		3.9
中央値			6		3.4
標準偏差			6		0.4

注:<(不検出)のデータには、検出下限値の1/2を代入して計算した。

生産者No.B な 1

R7.10.2 採取【ほだ木】

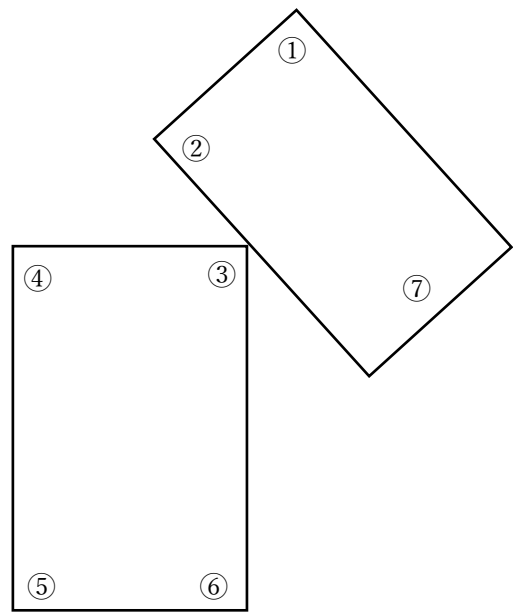


採取位置	空間線量	検査番号
①	0.043	No. 1
②	0.047	No. 2
③	0.051	No. 3
④	0.042	
⑤	0.036	
⑥	0.037	
⑦	0.041	

※測点①～⑦のうち、空間線量の高い3箇所から検体を採取。

R7.10.28 採取 No. 1【なめこ】

R7.11. 4 採取 No. 2，No. 3【なめこ】



採取位置	検査番号
①	No. 1
②	No. 2
③	No. 3
④	
⑤	
⑥	
⑦	

栽培管理状況写真(奥州市)

①Bな1



位置:

撮影日:

令和7年10月2日



位置:

撮影日:

令和7年10月2日



位置:

撮影日:

令和7年10月2日

※空間線量が低く保たれており、シート敷設後のスギの落葉については追加汚染の恐れはないことから除去の必要無しと判断している。岩手県林業振興課

出荷制限指示地域

[illegible]

出荷制限指示地域

必ず取り組む「必須工程」は太字・網掛けで示している。

[illegible]

出荷制限指示地域

[illegible]

出荷制限指示地域

[illegible]